

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

ウイルス性肝炎患者等に対する初回精密検査及び定期検査の促進について

肝炎対策の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

肝炎ウイルス陽性者をフォローアップし早期治療に繋げるため、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日健肝発 0331 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づく陽性者フォローアップ事業において、初回精密検査及び定期検査の費用助成を行っていますが、本検査の更なる促進に向けて、下記の取組を実施していただきますよう御協力をお願いします。

記

1. 初回精密検査の費用助成

肝炎ウイルス検査で陽性とされた者が本助成の受給対象となりますが、①市町村が実施する健康増進事業・妊婦健診、②保険者・事業主が実施する職域健診、③医療機関が実施する手術前検査といった都道府県以外が実施する検査による受給者が少ない状況です。

このため、検査実施主体に対して本助成制度の周知を定期的に行い、検査結果通知に併せて助成制度を紹介する等の検査促進に向けた取組をお願いいたします。

なお、本取組に当たっては、「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」の 3（11）「肝疾患診療地域連携体制強化事業」のウ「市町村等技術支援等事業」やエ「地域連携事業」の対象となります。

【検査実施主体との連携事例】

- ・都道府県が、定期的（年度当初等）に市町村や全国保険協会等の検査実施主体に対して、本助成制度を周知
- ・検査実施主体である市町村や全国保険協会等が、検査結果の陽性通知に併せ

て、本助成制度を紹介。

2. 定期検査の費用助成

治療により C 型肝炎ウイルスが排除された後でも、肝がんのリスクが残ることから、肝がんの早期発見のために、定期的な検査を受けることが必要となります。

このため、本定期検査への理解促進のために新たにリーフレット（別添）を作成しましたので、肝疾患診療連携拠点病院等の医療機関や関係団体等への周知を図る等の検査促進に向けた取組をお願いいたします。

（参考）肝炎患者等支援対策事業実施要綱（抜粋）

3 事業内容

（11）肝疾患診療地域連携体制強化事業

ウ 市町村等技術支援等事業

都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体の職員等に対する普及啓発や情報提供等の技術支援を行うものとする。

〔事業例〕

市町村の健康増進事業の実施担当者に対する肝炎対策の説明会
保険者、事業主の立場から見た肝炎対策の説明会 等

エ 地域連携事業

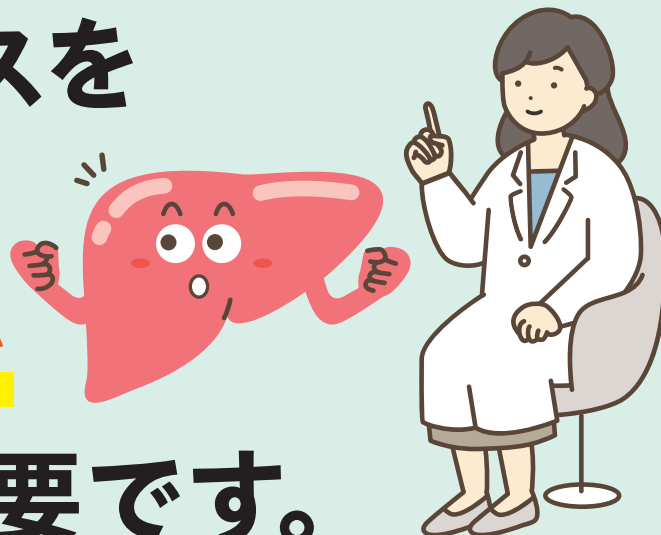
都道府県は、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の円滑な実施の観点から、市町村等の行政機関、保険者、事業主等の関係団体が行う普及啓発や情報提供等の事業と連携した事業の実施を行うものとする。

〔事業例〕

行政区域内の住民、企業等の従業員に対する出前講座
肝炎ウイルス検査・陽性者フォローアップを行う企業等との連携事業（ノウハウ支援）、地域内等における周知活動の共同実施 等

C型肝炎の治療を受けた方へ

C型肝炎ウイルスを 排除した後も 定期的な検査を 受けることが必要です。



治療によりウイルスが排除された後でも、**肝がんのリスクは残ります。**
肝がんの早期発見のために、定期的な検査をご検討ください。

検査の例

- 血液検査：肝臓の炎症やがんマーカー等を調べます。
- 超音波検査：肝がんの発症がないかなど、肝臓の状態を調べます。

※検査の頻度・内容については、肝臓の状態・生活習慣等で異なります。まずは医師にご相談ください。

定期検査を受けるには

- 定期検査を受ける際には、肝疾患専門医療機関や、かかりつけの医療機関にご相談ください。
- 肝疾患専門医療機関は、「肝炎医療ナビゲーションシステム」ホームページから探せます。

詳しくはこちらから→ [肝ナビ 検索](#)



検査費用の助成制度があります

都道府県からの助成により、**自己負担額最大2,000円**（慢性肝炎）または**最大3,000円**（肝硬変・肝がん）で検査を受けることができます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ→



詳しく知りたい方は、都道府県の肝炎・肝疾患の担当課・係にお尋ねください。